

I 総括

1 計画処理区域の面積及び人口

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととなっており、県内の全市町（14市9町）（平成26年3月31日現在）が一般廃棄物処理計画を定め、区内全域を計画処理区域としている。

広島県（以下、「本県」という。）における計画処理区域の面積及び人口は、表1-1のとおりである。

表1-1 計画処理区域の面積及び人口

（平成25年10月1日現在）

面積	人口 (内 外国人人口)
8,479.81 km ²	2,876,954人 (37,471人)

※平成24年度から外国人住民について、住民基本台帳制度の対象となったため人口に外国人住民も含まれている。

2 処理体制

本県における市町のごみ及びし尿の処理体制は、表1-2のとおりである。

表1-2 本県の処理体制

（平成26年3月31日現在）

市町名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理	単独処理	単独処理（一部安芸地区衛生施設管理組合）
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
三原市	単独処理（一部甲世衛生組合）	三原広域市町村圏事務組合	単独処理（一部甲世衛生組合）
尾道市	単独処理（一部甲世衛生組合）	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理
三次市	単独処理	単独処理	単独処理
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理
大竹市	単独処理	単独処理	単独処理
東広島市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理（呉市で焼却）	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合
北広島町	芸北広域環境施設組合 （一部山県郡西部衛生組合）	芸北広域環境施設組合 （一部山県郡西部衛生組合）	単独処理 （一部山県郡西部衛生組合）
大崎上島町	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
世羅町	甲世衛生組合	三原広域市町村圏事務組合	甲世衛生組合
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

なお、呉市は、江田島市から可燃ごみの処理を、愛媛県今治市から旧関前村区域に係るごみの処理を受託している。また、大竹市は、山口県和木町からし尿処理を受託している。

3 収集及び処理状況

(1) 処理状況

平成 25 年度の県内の市町及び一部事務組合における廃棄物の処理状況は、表 1 - 3 のとおりである。

県内におけるごみの収集量は 848,625t で、処理施設等への直接搬入量は 73,786t で、合計すると 922,411t である。また、県外からの受託量 128t を加えると処理量の合計は 922,539t である。

県内におけるし尿の収集量は 679,583kl で、これに県外からの受託量 367 kl を加えた処理量は 679,950kl である。

表 1 - 3 ごみ及びし尿の処理状況

区分	収 集 量	直接搬入量	排出量合計	県外からの受託	処 理 量
ごみ (単位 : t)	848,625	73,786	922,411	128	922,539
し尿 (単位 : kl)	679,583	—	679,583	367	679,950

(2) 処理量の推移

ごみ及びし尿の処理量の推移は、表 1 - 4 のとおりである。

平成 25 年度は前年度に比べ、ごみ処理量は 0.67% 増加、し尿処理量は 0.97% 減少した。

表 1 - 4 ごみ及びし尿の処理量の推移

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25
ごみ (単位 : t)	936,541	913,995	921,595	916,364	922,539
し尿 (単位 : kl)	712,843	712,456	701,701	686,624	679,950

(注) 数値は県外からの受託分を含む。

詳細については、「Ⅱ ごみ」及び「Ⅲ し尿」の章において示す。

4 処理事業経費

(1) 歳出状況

県内の市町及び一部事務組合における平成25年度の廃棄物処理事業経費は、表1-5のとおりである。歳出状況は、ごみが37,666,080千円、し尿が6,237,695千円で、合わせて43,903,775千円である。

表1-5 廃棄物処理事業の歳出状況

(単位：千円)

歳出		ごみ	し尿	計		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	100,006	340,844	440,850	
		中間処理施設	2,503,703	885,278	3,388,981	
		最終処分場	322,075	23,363	345,438	
		その他	546,256	0	546,256	
	調査費		165,355	1,376	166,731	
	(組合分担金)		0	0	0	
	小計		3,637,395	1,250,861	4,888,256	
分担金除く		3,637,395	1,250,861	4,888,256		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	1,981,012	460,879	2,441,891	
		技能職	収集運搬	4,536,461	156,672	4,693,133
			中間処理	1,093,762	201,989	1,295,751
			最終処分	226,551	21	226,572
	処理費	収集運搬費	1,087,987	93,343	1,181,330	
		中間処理費	5,921,171	1,187,967	7,109,138	
		最終処分費	474,701	219,954	694,655	
	車両等購入費		78,152	7,260	85,412	
	委託費	収集運搬費	6,530,326	266,943	6,797,269	
		中間処理費	8,674,974	2,126,119	10,801,093	
		最終処分費	1,734,782	20,283	1,755,065	
		その他	402,249	14,036	416,285	
	(組合分担金)		2,925,087	1,112,781	4,037,868	
	調査研究費		5,807	0	5,807	
	小計		35,673,022	5,868,247	41,541,269	
	分担金除く		32,747,935	4,755,466	37,503,401	
その他		1,280,750	231,368	1,512,118		
合計		40,591,167	7,350,476	47,941,643		
分担金除く		37,666,080	6,237,695	43,903,775		

(注) 1 組合分担金とは、廃棄物処理に関して構成市町が当該の事務組合に支払う負担金をいう。この分については一部事務組合における事業経費として各項目に分類算入されている。従って、廃棄物処理経費を算出する場合には、組合分担金を除く必要がある。

2 「その他」とは、ボランティア清掃で使用するゴミ袋代や、町内会が設置するゴミステーションの設置補助など、他の項目に属さないものをいう。

(2) 処理経費

ごみ1t当たりの処理経費は35,407円/t、し尿1kl当たりの処理経費は6,983円/klで、それぞれの推移は、表1-6のとおりである。

$$\text{ごみ1t当たりの処理経費} = \frac{\text{ごみの処理及び維持管理費(分担金を除く)} - (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費})}{\text{ごみの処理量}} = \frac{32,747,935 \text{ 千円} - 83,959 \text{ 千円}}{922,539 \text{ t}}$$

$$\text{し尿1kl当たりの処理経費} = \frac{\text{し尿の処理及び維持管理費(分担金を除く)} - (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費})}{\text{し尿の処理量}} = \frac{4,755,466 \text{ 千円} - 7,260 \text{ 千円}}{679,950 \text{ kl}}$$

表1-6 ごみ及びし尿の単位当たりの処理経費の推移

年 度 区 分	21	22	23	24	25	全国平均 (平成24年度)
ごみ1t当たりの 処理経費(円/t)	36,516	35,821	33,695	34,487	35,407	34,183
し尿1kl当たりの 処理経費(円/kl)	7,821	7,480	8,314	7,124	6,983	8,128

平成25年度におけるごみ1t当たりの処理経費は前年度よりも増加したが、し尿1kl当たりの処理経費は減少した。

(3) 事業経費

ごみ1t当たりの事業経費は40,829円/t、し尿1kl当たりの事業経費は9,174円/klで、それぞれの推移は、表1-7のとおりである。

$$\text{ごみ1t当たりの事業経費} = \frac{\text{ごみの事業経費(分担金を除く)}}{\text{ごみの処理量}} = \frac{37,666,080 \text{ 千円}}{922,539 \text{ t}}$$

$$\text{し尿1kl当たりの事業経費} = \frac{\text{し尿の事業経費(分担金を除く)}}{\text{し尿の処理量}} = \frac{6,237,695 \text{ 千円}}{679,950 \text{ kl}}$$

表1-7 ごみ及びし尿の単位当たりの事業経費の推移

年 度 区 分	21	22	23	24	25	全国平均 (平成24年度)
ごみ1t当たりの 事業経費(円/t)	39,599	41,646	47,765	43,438	40,829	41,969
し尿1kl当たりの 事業経費(円/kl)	11,692	12,603	10,440	10,336	9,174	9,753

平成25年度のごみ1t当たりの事業経費及びし尿1kl当たりの事業経費は前年度に比べて減少した。今後、ごみの事業経費は老朽化した施設の更新や改良等に伴い増大すると考えられる。

5 廃棄物処理事業従事職員

本県の一般廃棄物処理事業の職員数は、表1-8のとおりである。

廃棄物処理事業従事職員数は1,103人である、そのうち、ごみ処理事業に従事している職員は968人、し尿処理事業に従事している職員は135人である。

一般廃棄物処理事業にかかわる職員数の推移は、表1-9のとおりである。

表1-8 一般廃棄物処理事業の職員数

(単位：人)

区 分	ご み			し 尿			合 計		
	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計
市	395	505	900	57	41	98	452	546	998
町	11	13	24	4	5	9	15	18	33
一部事務組合	34	10	44	22	6	28	56	16	72
計	440	528	968	83	52	135	523	580	1,103

表1-9 一般廃棄物処理事業の職員数の推移

(単位：人)

年 度 区 分	21	22	23	24	25
一 般 職	548	550	538	525	523
技 能 職	724	684	667	613	580
計	1,272	1,234	1,205	1,138	1,103